

第25回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 令和元年8月20日(火)午後2時30分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

(1) 検討項目(案)について

(2) その他

4 その他

5 出席委員(11名)

1番 河村幸雄君 2番 板垣一徳君

3番 大滝久志君 4番 長谷川孝君

5番 佐藤重陽君 6番 鈴木好彦君

7番 川村敏晴君 8番 尾形修平君

9番 竹内喜代嗣君 10番 渡辺昌君

11番 平山耕君

6 欠席委員(0名)

なし

7 委員外議員(0名)

なし

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 議会事務局職員

局長 小林政一

次長 内山治夫

副参事 鈴木涉

(午後2時30分)

委員長(平山耕君)開会を宣する。

協議事項(1) 検討項目(案)について

平山委員長 協議事項の(1) 検討項目(案)についてを議題とする。

事務局長 お手元の裏表になっているが1枚ものである。検討項目(案)ということで、先回の協議いただいた内容を若干具体的な内容として入れているし、結果というようなものを備考欄に入れた。一番上については、市民と議会の懇談会のあり方についてということで、先回出していただいた議論の中では、より門戸を広げ、より充実した方向に力を注いだほうが良いというご意見である。8チーム体制、細かく班分けをして行っではどうかということ、各集落単位は無理だとしても、各地区単位であれば22地区くらいで、またご意見としては、案内は集落単位で手配りというようなことであったし、そういった議論を踏まえ、あとは議会運営委員会にまかせてもらうということの

お話があったので、備考欄には検討項目の第1番目の項目として検討内容を議会運営委員会に伝えるということであって、先ほどのプレ議会運営委員会のほうで、市民と議会の懇談会のやり方について、高校生との懇談会も含めて、議論を検討していただいた。このまま8チームという案もそこで示されていたわけだが、まずは、議会だよりのほうで、こういったことで各集落もしくは、各地区単位になるかもしれないが、文面については正副委員長にお任せいただいて、まずは議会だよりのほうでこういった形で、市民と議会の懇談会の議会が出向いて行って行うのでその募集をかけるんだよということ具体的な内容は今後出すとしてまずは議会だよりに掲載するということが議会運営委員会のほうで進めていただいている。2番目の議会活動の活性化の方向として、方策としての自己評価、議会評価の見える化についてであるが、こちらのほうとしてはその中で議論いただいた中で、こちらについてその前段となるもの、それが必要なのではないかということをもって、このことについてはこの特別委員会のほうの議論の項目とするのではなくて、今後の検討としてはどうかということであった。その下、議員及び委員会運営の質向上に向けた取り組みについてということで、ご意見としては、「議員及び委員会運営」という部分を「議会」として、議会運営の質向上に向けた取り組みとして内容としては、議会と議員に分けて検討してはどうかということ、それからこの特別委員会ではなくて、議会の活性化を協議・検討する場が必要なのではないかというような意見、それから議員間討議、自由討議についての検討はどうかということであった。その下、厚生年金への加入については、これについては意見書提出しないということですので結論は出ているので、これについては終わったことであるということであった。その下、委員外議員の発言についてはご議論いただいたわけであるが、これについてはなお議長からもさらに議論いただきたいということであったので、その下、書いてあるが、今回の特に委員会の事務調査についても招集案内がポイントとなるということが先回こちらから申し上げた通りだが、例えばということで今回総務文教と経済建設の委員会の合同調査を行うということでの案内を出しているということである。事務局として、論点ということで書いてあるが、具体的な話の進めていき方の参考になればということで1としては、この委員会室で委員会の審査をする場合、ここにおいては委員外議員の発言を認めるかどうかというのが先回であり、ご議論いただいているところである。その時にお話が出たのが、2として認めないとした場合に傍聴となるわけだが、その旅費、こちら費用弁償として支払っているが、その支給ができないこととなると、そういった場合に、例えばということだが、山北地区等の遠方の議員の扱いとしてはどうなのか。いわゆる公平性とかということの面から見てどうなのかということである。3として、委員会を置き、会派制を取っているので委員外議員の発言を許していることが、かえって議員の成長の妨げとなっているのではないかと。いわゆる会派の中でのやりとり、そういったもののほうがかえって重要なのではないかと。裏面になるが、そのことについては5として、会派制を取っているとはいいながらも、会派内での検討・伝達・統一ということが弱まっているのではないかと。この論点は上げている。その上であるが、4として、合同調査の案内のない事務調査についてということで、こちらについては、委員外議員のほうからも内容によっては、自分も調査に行ってみたいということで実際に希望があるわけなので、そのときに委員長・議長の許可によって参加を認めた場合の旅費支給についてはどうなるかということの項目出しをしてみたところである。以上である。

平山委員長 事務 局長 この件について質疑を行う。質疑のある方どうぞ。
まず一番上の番号を付けていないが、市民と議会の懇談会のあり方については、まず先般ご議論いただいた内容でもって、議会運営委員会のほうで、今年度については進めているので、そのことでもってこの特別委員会での検討としては、項目は検討したということで終了ということで皆さんの統一がとれるかどうかということになるかと思う。以降それぞれ確認をしていただきたいというのが1点、2点目であれば、これも今後の検討とすることでの了承であるかどうか、3点目としてはご議論いただかなければいけない項目であると思うし、4点目については、終わったということの確認をいただくと。その下については、今お話いただいた通りさらに進めていただくということで話になっているので順に進めていただければありがたいと思う。

尾形 修平 先ほど、議会運営委員会に出られる方ほとんどだと思うが、議会運営委員会に出られていない方に先ほどの資料を出したほうがいいのではないかと思うが。

委員長（平山 耕君） 休憩を宣する。
（午後2時37分）

委員長（平山 耕君） 再開を宣する。
（午後2時40分）

平山委員長 先ほどの議会運営委員会で皆さんに配られた資料である。議会運営委員会の委員長いらっしゃるのでもって委員長から説明してもらいたいと思う。

尾形 修平 先般の議会改革調査研究特別委員会の意を受けて、一番目の検討項目に関しては、議会運営委員会で検討するというので先般提案いただいた各常任委員会1人、計8チームを編成して、地域または集落単位での意見交換会を行うということとして班編成をさせていただいた。周知の仕方については、議会だよりや市の広報等を利用して、希望する集落等があれば、そちらを優先して行うと。なかった場合には、私どものほうで集落を選定し、こちらからその集落にお邪魔して意見交換会を行うということとさせていただいた。議会と高校生との懇談会については昨年と同様の方法で各班編成をさせていただいた。日程に関しては書いてある通りである。以上である。

平山委員長 この件について質疑ないか。
（何事か呼ぶ者あり）

平山委員長 この件については以上のとおりとする。次に議員及び委員会運営の質向上に向けた取り組みということで検討してもらいたいが、確認だが1番目と2番目は終わったということで了解してくれ。3番目と5番目が問題になっているが、3番目からいきいたいと思うが。

（何事か呼ぶ者あり）

平山委員長 5番目がいいか。5番目からやる。委員外議員の発言についてのことだが、どういふふうにするのが一番いいと思うか。検討願う。

長谷川 孝 やめればいいと思う。3番と関連して話しようかなと思ったが、3番は3番でやるが5番は委員外議員の質疑はやめてもいいのではないかなと私は思う。いろいろ今までの協議の内容からいってやめてもいいんでないかな。

尾形 修平 私も今の長谷川委員の意見に賛成で、この5に書いてある基本的にうちの議会は会派制をとっているのでもって、2人の会派の方はなかなか難しいかもしれないが、3人以上お

られる会派の方はそれぞれ常任委員会に所属されているので、そちらを通して質疑等をしていただければというふうに思う。

竹内喜代嗣 委員外議員がむやみやたらに発言して混乱させるというのはうまくないと思うが、私らは二人会派なので、現在だと総務文教常任委員会に出席しても傍聴だけで発言できなくなっちゃうので、考慮するような検討をしていただけないだろうか。

佐藤 重陽 私は必要ないと思う、委員外議員の発言は。考えられるとしたら本会議のときに必ず提案するわけだから、そこでの質疑は受けられるわけだから、その回数制限のことを緩和するとか、そのあり方を方法を少し検討するならいいが、別に委員会の中の審査に対しての発言で委員外議員に認めるということはある必要はないのかなというのは、本来その話も全然今はないけれども、同日開催、今事務局の体制が全然間に合っていないから難しいけれども、本来やはり委員会の同日開催を行っても当然なんだという考え方をその将来的にもっていこうということを実はかなり昔にそういう相談があったわけだが、それが何よりも場所と事務局の体制がなかなか大変で、それは無理だよとこうなってきた経緯があったはずだが、そんなこと考えたときに委員外議員の中で会派制うんぬんよりも委員外議員の発言というのはあくまでも、委員外議員としての発言であり、そのことによって委員そのものがはっとさせられるときもあるが、いかんせん委員の後の発言だから、委員会のそのときの例えば採決に対しての委員の意志を表示するには間に合わない段階だから、そんなことであれば私は逆に言えば本会議のほうが先あるわけだから、上程されたときの状態を少し検討することにして逆に言えば委員外の発言は認めないということでもいいのかなというふうに思う。

板垣 一徳 なぜこういうことになったか。私ども郡部ではこういうことは全く考えられないことであった。平成20年に合併して、議会も報酬もすべて議会のルールは村上市に準ずるということできずっと引き継いできた。私どもとすればなぜこんなことをしているのかという考えで実はきたわけなので、何かやっぱりメリットあってやったことなのかどうかということ、もしわかったら教えてくれ。

佐藤 重陽 メリットというより、議会としては委員会を尊重するんだと。委員会に重きを置くということを前提にしたときに委員外議員とは言えども議事録には残さないけれども、発言はあってもいいんじゃないかと、そのことを聞いてもいいんじゃないかと。先ほど言ったように委員がはっとすることもあるわけだから、ときには。そんなのは大体にして採決に間に合わないような状態の、要するに委員の質問が終わった後だから、それをぶり返すわけにいかないのあまり意味がないが、委員会主義ということ考えたときには委員外議員を認めてもいいんじゃないかということと、あとは無会派ということも考えてあげたほうがいいんでないかというような流れだったのではないかなと記憶している。

平山委員長 このことについて何か異論のある方どうぞ。大方の人はやめたほうがいいというのが大半なんだけど。

事務 局長 もう一点だが、委員外議員の発言許可については、たしかこれを検討してくれというのは旧村上のほうの議員さんから出た話ではなかったと思う。それともう一点については、前回質疑の中で慎重に検討してくれと出たのは、2番であるが認めないとなった場合に当然そうすると、費用弁償の支給が出来ない、それも認めない、出来ないということになるので、そういった場合の村上という広大な地域をかかえたところ、要するにそこに出てくるとなればそれなりの旅費がかかるわけなので、そういったことについての機会均等ということもあるので、それについても併せて慎重に論議してく

れということだったと思うので、その点もちょっとお諮りいただきたいと思う。

平山委員長
板垣 一徳

このことについてはいかがか。

必要がないということになれば費用弁償で支払う必要がないから、それも含めて必要がないということの意味して皆さんが意見を、私は賛同していると思う。私はそう思う。

竹内喜代嗣

事務局長にお聞きする。つまり公務ではなくなるのでということだよ。費用弁償も発生しないと。

鈴木 好彦

委員外議員の発言が議事録に残らないという制度が今とられているが、議員の職務として発言が残るから責任をもった発言がされているんじゃないかと、それが担保になると思うので、議事録に残らない発言であればこの際やっぱり委員外議員の発言の機会はなくなっても構わないと私はそう思っている。皆さんその通りだが。その根拠というのは議事録に残らないという部分がひとつの根拠になるわけだから、私の中では。もちろんそうなる単なる一傍聴者としての待遇になるわけだから費用弁償も当然発生しないという考えで私はいる。

事務 局長

今ほど委員外議員の発言については、議事録に残らないということだが、当村上市の委員会の議事録については、すべての発言が残っている。ただ、それは委員長報告の内容にはならないんだということとされているので、いわゆる本会議場で委員長が委員会の報告をするときには、委員外議員の発言は一切ないと。それに伴って、例えば委員外議員が発した内容について本会議場でこういった意見、質問なかったかということであっても、それについては委員外議員にあったけど委員会の質疑としてはなかったということで委員会の委員長は説明しているの、記録としてはあるということでのご理解をいただきたいと思う。

鈴木 好彦

それは私の認識不足だったのかもしれないが、委員会記録をなかなか目にする機会がなかったから、委員あるいは委員外の記載がどうなっているのかということについての私の確認が甘かった。ただ、そうなる先ほど私が申し上げた根拠が薄れてしまうわけだが、どうあれ委員外議員の発言については今後認めなくてもいいんじゃないかという考えには変わりはない。

事務 局長

今鈴木委員からおっしゃっていただいた通りであった。それについては先ほど佐藤委員からもお話があったとおり、いわゆる委員外議員の質疑について採決には関わっていないという考え方である。なので、それについては鈴木委員がおっしゃった通りであろうかと思う。

平山委員長

大方が必要ないということだが、さらに私は反対だという方がいたらどうぞ。なかったら今後。

事務 局長

もう一点だけ、論点でお願いしたいが。この委員会室での審議について、今ほどご議論いただいているわけだが、ここでご決定いただいた内容というのは裏面の4番にもあるが、合同調査の案内にないということは、いわゆる単独の委員会での閉会中事務調査をするとき、それがこの庁舎から外に出て現地調査を含めてやった場合にここにも参加したいという旨があったとして、これを今までであれば例は少ないが、委員長の許可を得て参加を認めると。その場合には、それについての発生する旅費についてこの庁舎からバスに乗る場合は庁舎までの旅費が出るし、あまり認めていないがやむを得ずといった場合で、現地まで自分の車で往復する場合はその費用弁償も支給していたわけである。それで、委員外議員についてはこの委員会室のことだけでなく、閉会中事務調査についても併せてご議論いただければありがたいと思う。

- 鈴木 好彦 もし、この意見方法が認めないという方向でなられるのであれば、そういう前提でいろいろな事象が出てくると思う。今、局長が発言されたような問題、もっと他にもいろんな状況が出てくると思う。それらの状況をみんな取り上げて、この場合はどうするんだ、この場合はどうするんだというそういう機会というか、事例に対する個々の対応を検討する、そういう場を一度設けて進めて、今後この方向でいって間違いないのか、支障ないのかという検証も併せて行うべきじゃないかと思うがいかがか。
- 事務 局長 今ほどいただいたご意見の中でたしかにおっしゃっていただいた通り、この論点以外にも問題になる部分が出てくるかと思うので、これ以上ここで一旦議論を終わるといっわけではなくて、そういったことをもう一回事務局で洗い出せということであればその旨してみたいと思う。
- 竹内喜代嗣 よその自治体で委員会室にテレビ中継が入ってやっているところなんかもある。よそでどんなふうになっているのかもひとつ調べていただけないだろうか。公務でなくなるということは参加しなくていいと・・・
- 事務 局長 20市の事務局長会議で確認したところ、委員外議員の発言を認めてそれに旅費を支給し、また公務災害の対象にもするという考え方をとっているのは、村上市議会である。いわゆる傍聴は認めるので、来ている方についてはいわゆる自分で来ているという考え方をとって、いわゆる参集の通知のないものについては公務として認めないという考え方をとっているようである。
- 板垣 一徳 出席して、委員外議員の発言を許しますという、それとこの私は現地調査とはちょっと違う意味があると思う。私も郡部も合併するまでずっとこれは認めてきた。例えば建設課でどこかの災害を見に行く場合、我々のことも連れて行けど。委員長の許可と議長の許可があれば、現地調査に参加はできた。これはやっぱり残しておいたほうがいいんじゃないか。全然考え方と趣旨が違うんじゃないか。皆さんどう思うか。
- 鈴木 好彦 私いろいろな事例を出してくれと、それについてみんなで議論しようというのはまさしく板垣委員がおっしゃったところ、ここで発言するのと、我々の見聞を広めるための行動というのはまた別のものじゃないかと、私もそう思ったものだからいろんな事例を取り上げて、この場合はこうしよう、この場合はこうしようということによりいい方向に議会をもっていくためによりいい結論を出そうということ为先ほど発言させていただいた。
- 尾形 修平 同じ意見になるかもしれないが、基本的に今までは5番目で議論している内容に関して、委員会での委員外議員の質疑に関してと、今板垣委員が言われたように閉会中事務調査だというのは全然違うと思う。今回の議会運営委員会での決定事項とすれば、委員外議員の発言は認めないだけでいいのではないかなと思う。それで不都合が生じたときにまた議論すればいい話であって、閉会中事務調査に例えばこの前行った副委員長が同行したいというのも、それは委員長と議長が認めればいい話なので公務として扱って私は一向に差支えないと思っているので、今までの例を覆す部分だけ今回は協議して今回は結論を得ればいいのかというふう思う。
- 平山委員長 それでいいですね、皆さん。ただ今尾形委員が言われたことについては、概ねそのへんが落としどころだと思うが、それでは決を採るが。皆さんが認めたということで今後、委員外議員の発言は認めないということでした承願う。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 平山委員長 9月議会から。
- 佐藤 重陽 それを9月議会から取り入れるのはいいけれども、そうするためには少なくとも全員

協議会くらいでは報告しなければならないのではないかと。

板垣 一徳 今決めたことを3日から9月議会始まるわけだ。議会運営委員会を今日開いたばかり、そのことを今決めたから9月からそのことを全部なんて言わないで、12月から、1か月延ばせばいい。それはそれで私からお願いであるし、この厚生年金の加入について。

(何事か呼ぶ者あり)

板垣 一徳 終わったんでしょう。

平山委員長 このことでしょうか。あともう1つある。

板垣 一徳 厚生年金は話しないと云っただろう、終わったと。

(何事か呼ぶ者あり)

板垣 一徳 終わったということだが、そこで私が今皆さんに今日の文書も配布されているのでね、議長もいるのでお願いをしたいということだ。このことで話していいか。このことはこの間決まったことをすぐこれを覆すということは困難だと思う。しかし、私どもこの議会改革調査研究特別委員会は根本は若い人々が議員になる人が少ないと、その観点からこの議会改革調査研究特別委員会をいわゆる定数を減らして、報酬もアップして、そして社会環境も整えて、若い人が入る状況を作りましょうよと始まった委員会である。今議長がここにいるので、今日実は棚入れにこの厚生年金の案内が入っている。全国の議長会ではこれを間違いなく出発させようとしている。そのとき、いつでも加盟になるものなのかどうか再調査をしてもらいたいということである。今入るときに、抜けた村上市は一生入られないことになるのかどうか、これはもちろん厚生年金とまったく同一の考えでいるから市にも負担がかかる、50%かかる。そしてこの年金が議員年金を廃止されたわけだから、議員年金としてもらうんじゃないで、厚生年金として例えば落選して別な会社にいれば、これは継続されているわけですね。だからそういうことを今私は議会で結論するというのではなくて、この文面にはできれば9月議会で再議決をお願いしたいというような文書になっている。私はこれは来年の改選来、私は再度新しい議員が入ってきた時、再度私はこの議会で議論するということを盛り込んでおいていただきたいということをお願いしたいわけ。ここでそれをするとか、しないとか今9月にそれをどうこうということではなくて私どもの議会改革調査研究特別委員会として来年の4月の選挙後、6月定例会で、その後には議員の再認識を私は問うていただきたいということをお願いしたいということをお願いしたい。それでいらないとなれば、これは結構な話だと思うが、私どもはかけるものが何もないわけだ。しかし、これ議員年金というのは厚生年金は私らがかけるのは、年齢に制限がない、議員であれば必ずかけせると思う。その辺のこともよく調査していただいて。

三田 議長 村上市議会としては結論を出したと言えばそれまでだが、やっぱり福利厚生というのはどこの会社行ってもこれは一番大切なわけだよ。将来にわたって社会保障受けるという観点からしたらこれは私はあつてしかるべきでないかなということである。しかしながらこのことに対しては、ある一定の結論を得ているので今後時期ということであるので時期の話はわからない。私どももそのことは申し送ることはやぶかきでないし、今日参加している委員の皆さんもそれに反対するものではないと思うので、その辺含みを残して継続的に審議していただくように申し伝えて置く。

平山委員長 先ほどの委員外議員の発言について、もう一度審議するが、9月議会からでなくて次の12月議会からそれを採用するというのでいかがか。

佐藤 重陽 私は、9月だ12月だと今決めないでまず流れというものがあるわけでしょうから、今

日ここで初めて委員外議員の発言をなくしてもいいんじゃないかと、私も9月議会なんてバタバタしていると思うので、それがどういう手続き、私は全員協議会かなと全員協議会で報告して皆さんの了解がとれればそれでいいのかなとは思っているが、別に9月でも12月でも決めないで方向としては委員外議員の発言はもうなくするということだけまず決まればいいのではないかと。ここで9月だ12月なんて決める必要ないんじゃないかと思うが。

平山委員長 わかった。あとは全員協議会で。この委員会が12月でもう終わりだからそう言っている。結局この席がなくなる。そうすれば、全員協議会と議会運営委員会に頼むしかない。そういうことだ。

板垣 一徳 廃止するということをしっかりと確認とっておけば、あとあなた方が進め方で全員協議会を開いて、皆さんがそれでよければ12月にじゃあいいですか、どうですかということでも諮ればそれで決まることだ。

平山委員長 今のことはそういうふうに決定する。3番目のことについて、議員及び委員会運営の質向上に向けた取り組みというのがありますが、委員会ではなく議会の活性化を協議検討する場が必要というふうになっているが、このことについてどう思うか。

長谷川 孝 さっきの委員外議員の発言につながる部分もあるが、例えば補正予算だけの、決算とかそれから予算審査ある3月とか9月定例会と違って、6月、12月の場合は我々の6月のときの委員会もそうだったが、はっきりお昼くらいに終わるというくらい内容が乏しい。それで私、内容乏しいというよりもそれだけ補正予算の中身も大したことなかったかもしれないけれど、せつかく年4回の委員会その日だけしかないのにもう少し委員会をここにあるように質の向上に向けた取り組みが出来ないものかということでも考えたが、実は今回の委員会では我々環境課のところの災害ごみとかの話にもっていけばよかったが、結局その補正予算に絡みがないということでもできなかった面があるわけだ。だけれども市民から見たら非常に災害とかそういうものに関しては非常に大きい部分を占めているので、もし皆さんで協議してみてもらいたいというのは、補正予算とかに関わっていないのだけれども、委員会として年4回しかないところで自分としてこういうような所管の課長とかに聞いてみたいという部分があったら通告制でもいいので、そういうことが聞けるような委員会にしてもらえないかということである。特に一般質問とかでやる必要もなくなる部分も出てくるのではないかと思う。それが、議員間の討議とか自由討議とかにつながるという部分にも私はあるんじゃないかと思って今回提案させてもらった。ちょっと協議してもらいたい。

平山委員長 今の長谷川委員の話に対して皆さんのご意見を伺いたい。

板垣 一徳 全くそこは同感なところがあって、本来これも古しい話出して大変失礼だが、常任委員会とは所管の課長方にここに議案になくても所管事項だから質問できた。ここに来たら出来ない。私も先日の総務文教常任委員会でも緊急質問しようと思ったが、あんまり無理なことをして、ああでもないこうでもない詰めたてられるよりも、あとで聞けばいいと思って黙ったけれども、例えばこういう災害時のとき、私ども総務の消防のことですら議案にないからといって出来ないという考え方は私は本当のこの常任委員会制度を発揮させない、そういう締め付けられているような、これよそはそうではないというふうに思っているが、その辺局長わかったら教えてくれ。

事務 局長 議案に関連のないものについての質疑は控えてもらうようにということで、出来ないという考えでやっているが、ひとつの考え方としては理事者側が用意するという答弁のあり方もあるわけだが、議員の質問についてこれは重いものである、それにつ

いて理事者側は、十分に調べて十分に答えるようにということが前提としてあるわけだと思う。そのためには何を質問受けて、これについて議題が出る、これについて答えるということの準備をしてきているということであるので、逆に見れば全く関係のない議題となっていないものについて逆に永遠と質問が出来るようなことであれば、それについては委員会審議を停滞させる妨げることになるのではないかという考え方がひとつあって、そこでもって議題となっていないものについての質疑は出来ないんだというふうな考え方をとってきたものだと思う。今ほど議論いただいていることについては、であればほかの方法がとれないのかの検討を進めればいいのかと事務局で考えていたところである。例えばであるが、せっかくそういった疑問があって、これは委員会の場で聞かなくちゃいけないという緊急的なものを全く出来ない、逆に言うところをそれをするために、理事者側が十分な答えを持ってこれるような体制をとればいいのかと思うので、そういったことの検討というか調査をして、そのことについて理事者側からの了解を得て進めていければいいのかと今事務局が思っているところである。

尾形 修平 私質問しようと思ったこと、局長が言ってくれたのでよかったが、基本的に委員会で質疑発言しなければならない部分と担当課に行って課長、補佐に質疑してそれで答えが仮にその場で得られなかったものに限ると言い方をするとおかしいかもしれないが事前の調整なくして、いきなり委員会に来て突発的な話をされても、それ理事者側だってもなかなか答えられない部分もあるだろうし、委員会と質疑をすべて許してしまうと関係ない所管の課の職員もいっぱいいるのでその辺のルール作りだけ、私は出来ればいいのかというふうに思っているので、今局長言ったようにそのルールをちょっと提案していただいてから今の議論はした方がいいのかなと、今ここでいきなり結論を出すんじゃなくてある程度のルールというか、実現可能なものを用意していただいてから議論したほうがいいのかというふうに思う。

長谷川 孝 課長に聞けばわかるような話でなくて、やっぱりみんな委員会で共有しないといけないことだってあるわけだ。その場でもって課長が答弁できないからしばらく待ってくれというのもあるし、私がさっき言ったように通告制にすればいいというのは議案配布日の日に議案を見てから、その次の日だったらその次の日の夕方までに通告して、こういうことを聞きたいから調べておいてくれないかという部分とか、そういうような形でやれないかどうかということ、それと全部の議案終わった後なんだから、通告した事項に関しない所管の人間は帰ってもらっても結構である。それぐらい利便性をもってやらないと委員会がお昼で終わったなんていうのは、旧村上市のときはなかった。いくら議案のあれがなくても。だから本当に委員会ぐらいである、はっきり言って。一般質問やるやらないは別問題で、委員会で自分の所管についていろいろなことを起きていることに関して、委員全員が共有するとか、そういう場というのは委員会しかないわけでしょ。やっぱり私はどうせ委員会を充実させる以外に議会の活性化はないと思うので、その辺を含めて私だけが良かったって他の人間が嫌だと言えばそれまでだけど、これは私も長い間いろいろなところを調べて、考えた結論なので出来ればやってもらいたいと思う。

佐藤 重陽 私も大事なことだと思う。ここに例として議員問討議、自由討議みたいなのを書いてあるが、このものそのもの村上の今の議会で基本条例の中で決めただけでも、これから議員問討議を行う、自由討議に入る、というような会議はやったことはないと思う。本会議においても委員会においても。もともとがその会議の持ち方自体がわかっ

ないから運用の仕方がわからないからできないんだ。お題目は説いてるけれども。何が問題かといったら、今の話の中でもふっと思ったけれど、議会というものが行政から提案されたもの下請け機関でしかなくなっていることが一番の問題なんだろうと思う。我々議会は本当は、政策提案をして条例を決めて、条例を提案して条例を決めるんだという意識がなくて、簡単に言えば市長提案されたものを議会として決めて、提案するかどうかみたいな考え方でいるからおかしいので、本当であれば議会として政策提案することになれば、委員会で様々な、単に出てきたものを良いか悪いかだけじゃなくて、この政策をどう生かすか、または議会として議論の中で出てきた提案をどう政策に生かせるかということを協議する場というのが本来やっぱり委員会であればいいのかなと。今ところがあまりにも単に行政の下部組織になり下がってしまっているところが問題なんだろうというふうに思う。だから議会の機能は低下していくような気がしてならないし、やっぱり近年の議会としての議員発議、議会提案の中で純粋な政策的な提案が何かあったかというと思いたらない。そういうこと自体が今の村上市議会の問題なんだろうというふうに私は感じているので、これはちょっと時間をかけて逆に言えばもっとこまめに協議してひとつ方向性を見出せばいいなと私は思っている。

三田 議長 今お話あった、ちょっと言い過ぎた言葉も聞こえたが、でも皆さん同じ課題をお持ちだと思う。しかしながら、ルールの中でしか物事やれないので、これは付託でなくても今本市における問題、課題等々その委員会で審査するというのはごく自然なことなのでルールの下で長谷川さん言うようにもちろん行政側が通告しておかなければ答弁もしっかり出てこないで、その辺前向きに事務局に研究させて、ある一定の方向を次回まで報告させるのでよろしく願います。

平山委員長 それでよろしいか。今議長から重要な案件を答弁してもらったので、そのことについては今後、議会事務局長によく精査してもらっていい方向に導いてくれるように頼んでおく。それで今日のところはこれで閉会してよいか。

協議事項(2) その他

平山委員長 最後に次回委員会の開催日時を相談する。

事務 局長 次回ということで来月になると9月定例会に入るので、先回お話いただいたとおり、そこでの皆さんが集まる機会にとられるということであれば、25日水曜日が全体会であるので、その後ということで予定されてはいかがかと思う。9月25日水曜日全体会終了後ということでいかがか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 次回の開催日時は9月25日水曜日、全体会の開催後に行うということで了解願う。

(「はい」と呼ぶ者あり)

平山委員長 なお、本日の委員会の結果については委員の皆さんから各会派へご報告、そしてご協議くださるようお願いする。最近、会派間でうまく連携とれていないというような件もあるのでその辺よろしく願います。

委員長(平山 耕君) 閉会を宣する。

(午後3時24分)